



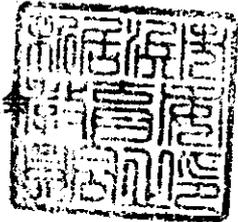
理 由 説 明 書

新 教 社 第 5 号
平 成 2 8 年 1 月 1 3 日

新居浜市情報公開審査会

会長 北原 様

新居浜市教育委員会



新居浜市情報公開条例第11条第1項の規定により、平成27年10月6日付け新教学教第1307号で新居浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書の公開決定等に関して不服申立人 新居浜市 木下 氏が平成27年11月19日付けで提起した不服申立てについて、次のとおり説明します。

1 説明の趣旨

「本件不服申立てについては、実施機関の判断が妥当である。」との答申を求める。

2 本件の経緯

- ① 平成27年9月24日、不服申立人から新居浜市情報公開条例第6条第1項の規定により、次に掲げる公文書の公開請求があった。
(公文書の件名)「平成28年度使用中学校教科用図書」の採択における資料の一切
- ② 平成27年10月6日、実施機関は新居浜市情報公開条例第11条第1項の規定により、公文書部分公開決定を行った。平成27年10月13日、不服申立人が部分公開した公文書を閲覧し、同日付で写しの交付を求める公開請求があった。
(非公開部分とその理由)「個々の調査員結果」「学校ごとの意見」については新居浜市情報公開条例第7条2号及び5号に該当。「私の評価表」は学校ごとの意見を集約するための各学校の資料であり、教育委員会には提出されていない資料であるから、公文書の不存在に該当。
- ③ 平成27年10月14日、実施機関は新居浜市情報公開条例第11条第1項の規定により、公文書部分公開決定を行った。平成27年10月27日、不服申立人に部分公開した公文書の写しを交付。
- ④ 平成27年11月19日付けで、不服申立人は部分公開と決定した公文書（「個々の

調査員結果」、「学校ごとの意見」、「私の評価表」)の公開を求めて不服申立てを行った。

3 非公開とした理由

「個々の調査員結果」及び「学校ごとの意見」は新居浜市情報公開条例第7条第2号の「個人に関する情報」として非公開とした。条文の中の「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当すると判断した。調査員の氏名は教科書採択後に請求があれば情報公開される内容となっている。各教科の調査員は3名である。従つて、「個々の調査員結果」を公開すれば、すでに情報公開されている調査員氏名をもとに限りなく特定の個人が識別されるおそれがある。また、「学校ごとの意見」を公開すると、各教科1名しか教員がいない学校においては、特定の個人が識別される。よつて、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、非公開とすべき判断を行った。また、第5号の「審議、検討又は協議に関する情報」に該当するとした理由は、事前に調査員に対して「情報公開請求があれば氏名を公開し、個々の意見も公開する」と説明を行ったならば、調査員個人の精神的負担は非常に重くなり、条文の中にあるように「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があると判断したからである。過去の教科書採択においても、この判断により、調査員氏名のみ公開してきた。また、今回も含め、調査員には「個々の調査員結果」は非公開であると事前に事務局より説明をし、率直な意見交換が妨げられないよう配慮してきた。教科書採択で大切なのは個人がどう考えているのかではなく、様々な立場の人々の意見を集約して、最終的にどのように決定していくかである。そのために教科書採択委員会や教育委員会定例会においては、「個々の調査員結果」や「学校ごとの意見」ではなく、それらを総括した「調査結果の総括」を資料として用いている。以上の理由により、「個々の調査員結果」及び「学校ごとの意見」は非公開とした。なお、教科書採択において、文部科学省は「学校ごとの意見」のように学校から意見を求めることの必要性についてはなんら法的根拠を示しておらず、現に学校からの意見を求めず採択を行っている自治体は数多くある。

また、「私の評価表」は教科書展示会を受けて、各学校の教員が、よいと思う教科書の1位、2位を選んで、それぞれ評価項目について記入するものである。それを受けて、各学校長の責任で教育委員会事務局に提出されるのが「学校ごとの意見」である。よつて、「私の評価表」は学校ごとの意見を集約するための各学校の内部資料であり、教育委員会としては提出を求めている資料である。したがって、公文書とはとらえていない。新居浜市情報公開条例第2条(定義)において、公文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文面、図面、写真及び電磁的記録であつて、当

該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」とある。新居浜市が定めている情報公開条例の解釈及び運用基準によると「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、「作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味する。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する覚え書や資料、職員の個人的な検討段階にとどまる起案のための草稿、課題等の整理資料、参考となる事項のメモ書等はこれに該当しない。」とある。よって、「私の評価表」は公文書に該当しないと判断した。したがって、実施機関では請求に係る公文書を保有しておらず、公文書不存在を理由に非公開とした。